

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東北地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 東北（宮城）国民年金 事案 1773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで  
② 平成13年2月及び同年3月  
③ 平成13年6月から同年9月まで

申立期間①については、毎月、納税組合の人が集金に来ていて、私の国民年金保険料を国民健康保険料や組合費などと合わせて、元夫又はその母親が納付してくれた。

申立期間②及び③については、社会保険事務所（当時）の女性職員が自宅に集金に来ていたので、国民年金保険料を渡していた。

各申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間である上、申立期間①の前後の期間において、国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間①の前後を通じて申立人及び元夫の仕事に変更があった事情はうかがえず、住所も変更は無いなど、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料は、元夫又はその母親が納付してくれたと述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間①における元夫及びその母親の保険料は納付済みとなっている。

一方、申立期間②及び③については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られたことにより、記録漏れ、記録誤り等が生

ずる可能性は極めて低いと考えられることから、申立期間において、記録の過誤が生じたとは考え難い上、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東北（青森）国民年金 事案 1775

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月及び同年 3 月

私は、申立期間当時、A 県 B 市の事業所に勤務しており、勤務先の事業主が私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料についても給料から控除して納付していた。申立期間の保険料は昭和 45 年 3 月分の給料から控除されていたと思う。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の 2 か月と短期間である上、申立人の所持する国民年金手帳には同年 3 月 16 日に発行された旨の記載が確認できることから、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、当該手続が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録によると、申立期間に近接する昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料は未納とされていたが、申立人の所持する国民年金保険料領収書により国民年金保険料が現年度納付されたことが確認されたことから、平成 24 年 11 月 7 日にオンライン記録が未納から納付済みに訂正されていることが確認でき、行政側に記録管理の不備のあった状況がうかがえる。

さらに、申立人が A 県 B 市の事業所に勤務していたとする期間に係る国民年金保険料は現年度納付であったことが確認でき、事業主が申立期間を含む保険料を給与から控除して納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東北（青森）国民年金 事案 1776

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

国民年金の加入手続及び保険料の納付は家族全員の分を全て父親が行っていた。保険料は納付組合の班長が集金に来ていたため、納付を忘れるはずはないと思う。また、保険料を納付できないときは、免除申請を行っていたため、未納のままにしておくことはあり得ない。

申立期間を付加保険料も含めて保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は平成元年4月から2年3月までの12か月と短期間であり、申立期間の前後の期間は付加保険料も併せて納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人の仕事に変更があった事情はうかがえず、住所も変更が無いなど生活状況に大きな変化は認められない。

また、A県B市に対して国民年金保険料の納付組合であるC納税貯蓄組合の同保険料の集金状況について照会したところ、「C納税貯蓄組合長から、申立期間当時は国民年金保険料を毎月組合員から集金して、毎月25日に農協を通して納付していたことを聴取した。」旨回答が得られたことを踏まえると、申立期間当時に申立人が居住していた地域において、納付組合が保険料の集金を行っていた状況がうかがえる。

さらに、申立人を含む家族全員の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、昭和36年4月から60歳までの保険料が全て納付済みと記録されている上、申立人の母親についても同年4月から60歳までの保険料が申立期間を含めて全て納付済みと記録されていることから、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえ、申立人の父親が申立期間の保険料の

みを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1777

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで

私の国民年金の加入手続は同年金制度の開始と同時に母が行い、国民年金保険料も納付してくれていた。私は高校卒業後、家業の手伝いをしていたが、その後、昭和 36 年 9 月に A 社に就職した時に国民年金手帳を会社に持参したことを覚えている。同手帳には毎月納付済みのスタンプが押されていた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 10 月 9 日に申立人の母親の同手帳記号番号と連番で払い出されており、この時点において、申立期間は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間に該当する。

また、申立期間は昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの 5 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその母親の保険料に係る収納年月日の記録がある期間については、いずれも同一日に納付していることが確認できることから、申立人とその母親の保険料は同時に納付されていたものと考えられるところ、申立期間については、母親の保険料は納付済みとなっており、申立人の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 2964

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は28万2,000円、同年12月15日は26万4,000円、16年6月15日は30万5,000円、同年12月15日は38万6,000円、17年6月15日は42万6,000円、同年12月15日は38万7,000円、18年6月15日は33万5,000円、同年12月15日は43万円、19年6月15日及び同年12月17日は31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は

28万2,000円、同年12月15日は26万4,000円、16年6月15日は30万5,000円、同年12月15日は38万6,000円、17年6月15日は42万6,000円、同年12月15日は38万7,000円、18年6月15日は33万5,000円、同年12月15日は43万円、19年6月15日及び同年12月17日は31万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 2965

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 15 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、4万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 2966

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は33万6,000円、同年12月15日は31万5,000円、16年6月15日は36万7,000円、同年12月15日は46万1,000円、17年6月15日は47万3,000円、同年12月15日は43万1,000円、18年6月15日は35万1,000円、同年12月15日は45万円、19年6月15日は41万4,000円及び同年12月17日は39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は33万6,000円、同年12月15日は31万5,000円、16年6月15日は36万7,000円、同年12月15日は46万1,000円、17年6月15日は47万3,000円、同年12月15日は43万1,000円、18年6月15日は35万1,000円、同年12月15日は45万円、19年6月15日は41万4,000円及び同年12月17日は39万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 2967

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間④及び⑥に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は71万7,000円及び17年12月15日は70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間④及び⑥の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成16年12月15日は71万7,000円及び17年12月15日は70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、

冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間④及び⑥に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②、③及び⑤について、申立人の預金口座に係る取引履歴において、当該期間に株式会社Aからの振込記録が確認できない。

また、株式会社Aは既に解散しており、同社の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間①、②、③及び⑤における賞与の支給に係る資料を保管していないとしていることから、当該期間において申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び⑤について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年6月15日は15万4,000円、同年12月15日は53万6,000円、17年6月15日は53万7,000円、同年12月15日は52万円及び18年6月15日は40万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年6月15日  
④ 平成17年12月15日  
⑤ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成16年6月15日は15万4,000円、同年12月15日は53万6,000円、17年6月15日は53万7,000円、同年12月15日は52万円及び18年6月15日は40万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同

社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑤までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年6月15日は8万9,000円及び同年12月15日は28万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日  
② 平成16年12月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成16年6月15日は8万9,000円及び同年12月15日は28万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納

入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 2970

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は21万3,000円、同年12月15日は26万3,000円、16年6月15日は31万6,000円、同年12月15日は32万6,000円、17年6月15日は28万4,000円、同年12月15日は34万5,000円及び18年6月15日は20万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は21万3,000円、同年12月15日は26万3,000円、16年6月15日は31万6,000円、同年12月15日は32万6,000円、17年6月15日は28万4,000円、同年12月15日は34万5,000円及び18年6月15日は20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

りそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を32万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月16日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、32万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（福島）厚生年金 事案 2973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和34年3月30日から37年4月21日まで継続して株式会社C（現在は、株式会社D）及びA株式会社に勤務し、E業務の担当として企業に派遣されていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社C（厚生年金保険の適用事業所名は、C株式会社）及びA株式会社における同僚の証言並びに当時の状況についての申立人による具体的な証言から判断すると、申立人は、申立期間について申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和35年7月1日にC株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立人と同じ業務に従事していた者が、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給与支払明細書を提出しており、その給与支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社

に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、会社設立年月日は同年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、複数の同僚の証言により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったものと推認できるところ、C株式会社における資格喪失時（昭和35年6月）からA株式会社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても同社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和35年6月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA株式会社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（青森）厚生年金 事案 2974

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和32年7月20日から42年3月21日まで継続して株式会社C（現在は、株式会社D）及びA株式会社に勤務し、E業務の担当として企業に派遣されていたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社C（厚生年金保険の適用事業所名は、C株式会社）及びA株式会社における同僚の証言並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間について申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に昭和35年7月1日にC株式会社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立人と同じ業務に従事していた者が、同社の社名が記載されている同年6月分から同年11月分までの給与支払明細書を提出しており、その給与支払明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社

に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和35年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、同社の商業登記簿謄本によると、会社設立年月日は同年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、複数の同僚の証言により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったものと推認できるところ、C株式会社における資格喪失時（昭和35年6月）からA株式会社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C株式会社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても同社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の昭和35年6月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA株式会社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 2976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和32年から平成5年に退職するまで、A株式会社に勤務したが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間とされていない。

申立期間は、A株式会社C営業所から同社B営業所へ転勤し、継続して勤務しており、引き続き給料から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している人事カード、申立人が所持している退職精算書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年1月4日にA株式会社C営業所（厚生年金保険の適用上は、A株式会社）から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事カードによると、申立人は昭和39年1月4日に異動したことが記載されているところ、オンライン記録におけるA株式会社の資格喪失日は同年4月1日となっていることから、同社B営業所の資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年7月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 62 年 3 月まで

私は、父母が職業Aと職業Bという家庭で育ち、また私自身も結婚するまでは職業Aであったため、国民年金保険料を納付することは当然の義務であり守らなければならないと思っていた。

結婚した当初、夫に国民年金保険料の未納期間が有ることを知り、申立期間当時に居住していた市営住宅にC市D支所（当時）に勤務している職員がいたので、その職員に相談したところ、夫の未納となっている保険料は早く追納した方が良いと教えられたため、私と夫の国民年金保険料を一緒にD支所で毎月納付していた。

夫の国民年金保険料をすぐに追納したのだから、私の保険料だけが未納となっていることは絶対におかしい。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係るC市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及びオンライン記録によれば、申立期間を含む昭和 58 年度から 61 年度までの国民年金保険料について、申立期間当時は申請免除と記録され、その後、当該期間に係る保険料が平成 5 年から 8 年にかけて追納された記録となっているところ、自分と夫の保険料を一緒に納付していたとする申立人は、「申立期間当時は収入が少なく免除申請を行ったと思う。平成 4 年頃には少し余裕ができたため保険料を納付できるようになった。」旨述べていることを踏まえると、申立期間当時において申立人及びその夫に係る保険料の納付は困難であった事情がうかがえるほか、保険料が納付できるようになったとする 4 年以降において申立期間の保険料は既に時効により納付することが

できない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 12 月までの期間及び 60 年 10 月から平成 2 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 12 月まで  
② 昭和 60 年 10 月から平成 2 年 12 月まで

私は、民生委員から国民年金への加入を勧められ、遡って 2 年分の国民年金保険料を納付できるということを聞いたこともあり、平成元年度より前の時期の 1 月頃、国民年金の加入手続きを行い、過去 2 年分の保険料を納付した。その金額は 10 万円から 20 万円に満たない額だったと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同名簿が昭和 61 年 1 月 11 日に作成された旨の記載及び「職」の押印が確認できることから、この頃、職権により申立人及びその夫の国民年金被保険者資格の取得手続きが行われたものと推認できるところ、当該手続きが行われた時点で、申立期間①のうち、58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、「過去 2 年分の国民年金保険料を納付した後は、私たち夫婦が経営する事業所に集金に来た銀行の職員に、毎月、国民年金保険料の納付を依頼していた。」と述べているところ、申立人の夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫についても、申立期間①及び②のうち昭和 60 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料が未納とされている。

さらに、申立期間①は 21 か月、申立期間②は 63 か月、合わせて 84 か

月と長期間であり、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間がみられる。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（秋田）国民年金 事案 1771

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年8月まで

国の記録では、申立期間の12か月分の国民年金保険料が未納となっているが、A社B工場を退社後、昭和49年9月にC県に戻った際、父親から国民年金保険料は納付しておいたと言われた。何年も前のことで領収書は残っていないが、申立期間の国民年金保険料は納付していたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月1日時点において、申立人の基礎年金番号については、昭和44年に被保険者資格を取得していた厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、国民年金手帳記号番号が払い出された履歴が確認できないことを踏まえると、平成8年12月以前には国民年金の加入手続は行われていなかったものとみられ、したがって、申立期間に係る納付書は発行されず、申立期間当時、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る昭和50年9月1日の国民年金被保険者資格の喪失手続、平成10年7月21日の同資格の取得手続及び同年8月4日の同資格の喪失手続が同年10月28日に同時に行われていることを踏まえると、昭和49年9月1日の同資格の取得手続についても、平成9年1月から10年10月28日までの間に行われたものと推認され、申立期間に係る同資格の取得手続が行われた時点では、申立期間の保険料は、既に時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（宮城）国民年金 事案 1772

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

昭和51年7月にA社会保険事務所（当時）から申立期間に係る国民年金保険料の納付書が届き、私の妻が受け取った。そのため、妻が私の国民年金手帳と照合し、保険料の未納があったものと判断し、納付書に現金5,550円を添えてB郵便局で納付しており、その領収証書も所持している。

また、私の妻は、保険料の還付手続を行ったことや保険料の還付を受けた記憶は無いと述べている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する納付書・領収証書により、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、その領収日付印は、昭和51年7月12日に保険料が納付されたことを示しており、同日時点において申立期間の保険料の徴収権は時効により消滅していることから、申立期間の保険料が還付決定されたことについて不合理な点は見当たらない。

また、還付整理簿には、申立人の氏名、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日及び支払日が明確に記されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも、還付金額、還付期間及び還付理由が記載され、その内容は還付整理簿の記載内容と一致しており、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

なお、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、前述の納付書・領収証書を「昭和51年7月頃受け取った。」と述べているところ、同納付書・領収証書は、その様式から、昭和46年5

月から 47 年 4 月までの間に使用されていたものと推察されるとの回答を日本年金機構から得ている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 東北（山形）国民年金 事案 1774

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、ねんきん定期便で申立期間の国民年金保険料が未納になっていることを知った。

申立期間当時、私は学生であったため、父親が昭和 62 年 6 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を毎月銀行の窓口で納付してくれていたことを母親から聞いたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 8 年 6 月 3 日以降に A 市に払い出されたことが確認できる上、戸籍の附票によれば、申立人は同年 10 月 20 日に同市に転入していることが確認できることを踏まえると、同年 10 月頃に国民年金の加入手続が行われ、申立人の 20 歳到達日である昭和 62 年 \* 月 \* 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したことが推認できる。このため、同手続が行われた平成 8 年 10 月頃までは、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその父親は既に死亡しているため、申立内容を確認できる証言を得ることができない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（秋田）国民年金 事案 1778

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月から同年 9 月まで

平成 7 年 8 月から同年 12 月までの未納期間については、時効により国民年金保険料を納付できないことを年金事務所から説明されて納得したが、10 年 7 月から同年 9 月までの期間については、それ以前の保険料を納付していたので、未納のままとしていたことはあり得ず、保険料を納付していたはずである。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、平成 12 年 6 月 6 日に申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたことが確認できるところ、この時点で納付書の発行対象となりうる期間は、申立人が国民年金被保険者資格を取得した 10 年 2 月以降に国民年金保険料を納付した期間を除くと、申立期間のみであることから、申立期間は、12 年 6 月の時点において未納であったことが推認でき、しかも、上記納付書が発行された同年 6 月以降において、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られたことにより、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低くなっていることから、申立期間における記録の過誤の可能性は極めて低いと思われる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東北（岩手）厚生年金 事案 2972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 15 日  
② 平成 17 年 12 月 15 日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間①及び②に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係るB銀行の預金口座取引履歴において、株式会社Aの当該期間に係る賞与支給日に振込記録が確認できない。

また、申立期間①及び②について、上記の預金口座取引履歴に申立期間②に係る振込記録は確認できるものの、C町が保管する申立人に係る課税資料により確認できる平成17年分の社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致することから、同年において、申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、株式会社Aは既に解散しており、同社の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしている上、ほかに申立期間①及び②について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 2975

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月頃 から 45 年 5 月頃まで

私は、申立期間に、知人の紹介でA駅前にあったB店に勤務し、\*階のC業種「D」でE業務をしていた。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、株式会社FのG部署で業務に従事していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、株式会社Fが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 42 年 10 月 16 日であり、申立期間のうち同年 7 月から同年 9 月までの期間について適用事業所となっていない上、適用事業所となった日に被保険者資格を取得した 28 人は、全員が男性であることが確認できる。

また、上記 28 人中 27 人は、関連会社である株式会社Hから異動していることが確認でき、これは、「B店のオープン前の準備業務と従業員の採用、研修等に従事していた社員がいた。」との複数の同僚の証言と符合する。

さらに、当時の株式会社Fの状況及び申立人の勤務期間について、複数の同僚が、「女性の正社員採用には試験があった。第1期生とされる女性正社員が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和 42 年 11 月 1 日である。B店のオープン日は同年 12 月 14 日である。第1期生であれば、採用からオープンまでの期間について、チラシの配布及び本社であるI市の株式会社Hでの研修があった。申立人はオープン時にはいなかった。」

旨証言しているところ、申立人も、「株式会社Fでは採用試験は無く、面接を受けただけであった。私が働き始めたのはB店のオープンと同時ではなく、既にB店は営業をしていた。」旨述べていることから、申立人が株式会社Fで働き始めたのは昭和42年12月14日以降であったことがうかがえる。

加えて、申立人の身分について、C業種である「D」の売場があったG部署の担当責任者を含む複数の正社員の同僚が、「申立人は、『D』から派遣されたE業務の担当者であり、株式会社Fの正社員ではなかった。」と証言している上、株式会社Fでは、厚生年金保険の被保険者期間が1か月の者についても雇用保険に加入させていたことが確認できるところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

その上、株式会社F及び株式会社Hに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

なお、申立人が働いていた「D」は、J県にあった事業所であるとの申立人及び同僚からの証言があり、申立人が「D」の厚生年金保険被保険者であった可能性もあることから、申立期間にJ県に所在した「D」という名称を含む適用事業所について調査したところ、K株式会社（昭和24年6月1日に適用事業所となり、47年4月24日に株式会社Lに商号変更、52年5月1日に適用事業所ではなくなる。同年6月10日に株式会社Mに合併し解散）及び株式会社M（適用事業所となった日は、昭和44年9月1日）が確認できる。

しかし、株式会社Mの登記簿謄本によると、同社は閉鎖されていないものの、平成13年3月1日に適用事業所ではなくなっている上、同社が昭和53年7月27日に更正手続が開始された際の代表取締役等は既に死亡しており、当時の状況等について確認することができない。

また、株式会社L及び株式会社Mのオンライン記録を調査したが、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 2977

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 1 日から 63 年 5 月 26 日まで  
昭和 60 年 3 月から有限会社Aに勤務したが、国の記録によれば、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

当時は、有限会社Aから有限会社Bに派遣されていたが、厚生年金保険は有限会社Aにおいて加入していた。同社からの厚生年金保険脱退の説明は無く、昭和 60 年 12 月 1 日以降も健康保険証は使用しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていた記憶がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録における離職日は昭和 63 年 5 月 20 日であることから、申立人が申立期間について、有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、有限会社Aは、昭和 60 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、有限会社Aから派遣された有限会社Bでは、自分と上司の2名で働いていたとしているところ、オンライン記録によれば、当該上司は有限会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和 60 年 3 月 21 日に喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い上、同社の当時の事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日と同日の同年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失している。

一方、有限会社Bについて、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録を調査したが、同社が厚生年金保険の適用事業所であるこ

との確認ができない上、厚生年金保険の適用事業所となっている類似の名称の事業所は全国で8事業所が確認できるものの、いずれもオンライン記録において、申立人及び上記上司の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（福島）厚生年金 事案 2978

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。昭和 50 年 4 月に A 団体 B 事業所（現在は、C 団体 B 事業所）の D 学校に入学したが、職員扱いの E 学生であったため、給与は支払われていなかったが厚生年金保険には加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B 事業所の職員扱いの E 学生として同事業所の D 学校に在学していたと主張しているところ、同校を承継した C 団体 F 学校から提出された在学証明書により、昭和 50 年 4 月 9 日から 52 年 3 月 16 日まで G 学校に在学していたことが確認できる。

また、申立人は、G 学校に在学していた当時、給与は支払われていなかったが、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、F 学校は、申立期間当時、G 学校の学生に対する給与の支払は無かったとしている上、当時の同校の学生に係る厚生年金保険の取扱いは不明だが、厚生年金保険に加入させていたとは考え難いと述べている。

さらに、申立人の B 事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日である昭和 52 年 4 月 1 日に同事業所において被保険者資格を取得している者のうち、申立人が、G 学校の入学及び卒業並びに B 事業所への就職の時期が同じであったとして氏名を挙げた 3 人の同僚は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であった記録は見当たらないことから、同校の学生は厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（宮城）厚生年金 事案 2979

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間に A 市 B 区にあった C 株式会社に勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の状況についての具体的な証言から、申立人が C 株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C 株式会社は、「当時の関係書類は保存期間を過ぎて処分したため不明である。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間に C 株式会社における厚生年金保険被保険者期間が確認できる同僚 19 人のうち、既に亡くなっている 2 人及び昭和 10 年以前生まれの 2 人を除く 15 人に照会したところ、申立人が記憶している当時の上司及び同僚を含む 9 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立期間の前年から申立期間までに C 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 8 人のうち、住所が判明した 7 人については、雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間が符合しているところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立期間の前年から申立期間までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の健康保険証の整理番号に欠番は無い上、旧姓を含めた申立人の氏名検索を行ったが、未統合と思われる申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東北（青森）厚生年金 事案 2980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月頃から 46 年 2 月頃まで

A 株式会社に勤務した昭和 44 年 10 月頃から 46 年 2 月頃までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないが、父と兄と三人で同社 B 事業所において C 業務に従事したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の A 株式会社 B 事業所における業務内容等に係る詳細な記憶から、勤務期間の特定までは至らないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社は、申立期間当時の関係資料は無いとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等を確認することができない上、同社は厚生年金保険への加入の取扱いについて、試用期間終了後に全員を加入させていたとしているが、同社における従業員名簿等の資料が無いことから、同社 B 事業所を含む従業員全員に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の父親及び兄と共に A 株式会社に勤務したとしているが、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の証言を得ることができず、申立人の兄は、「弟と一緒に A 株式会社に勤務したが、父と一緒に勤務していない。同社における具体的な勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除等については覚えていない。」としていることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険料控除等を確認することができない上、申立期間における A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の父親及び兄の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間当時、A株式会社B事業所において事業所長であったとする者は、申立人を知らないとしていることから、申立人の勤務期間、厚生年金保険料控除等を確認することができない上、申立人が申立期間当時のA株式会社B事業所における同僚として記憶する9人のうち、所在が確認できる6人に照会を行ったところ、回答のあった3人のうち2人は申立人を知らないとしており、知っているという回答のあった1人は「申立人は自分が入社した7か月後に入社し、自分と一緒に退職した。全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと思う。」としているが、申立人が厚生年金保険に加入していたとする具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、上記9人のうち1人について、申立期間におけるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に当該同僚の氏名は見当たらない上、同原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。